

シリーズ3回目の今回は市と町との違いです。

「市になると何が変わるのか？」これはとてもよく聞く質問です。また、「サービスが良くなるかわりに税金が上がるのではないか」との言葉も耳にします。では、実際にはどうなのでしょううか。

？ 行政や選挙制度、議会

【行政】：市と町での大きな違いとして、「福祉事務所、社会福祉主事の設置」があります。市になると設置が義務付けられ、県が行っている生活保護や障害児福祉手当支給などの事務を直接行うことができます。そのため、事務処理が身近で迅速に行えるなど、より充実した行政サービスが提供できます。

【選挙制度】：告示期間や供託金の金額、選挙運動に使用できるはがきやビラの枚数が違います。このほか国政選挙や県知事、県議会議員選挙などにかかる経費への交付金も、市になると増額されます。

【議会】：議会の招集告示の時期や、議決事項となる工事契約や財産の取得売買の金額が異なります。議員の定数の上限は、地方自治法で人口2万人以上の町が26人、人口5万人以上10万人未満の市が30人となっていますが、各自自治体の条例で定数を定めることとなっています。そのため市になること＝議員数が増えることとはなりません。現在は「野々市町議会議員の定数を定める条例」により、定数は16人です。

各分野の細かい違いの例示は、次ページの表をご覧ください。

？ 税などの負担

現在、皆さんが町に納めている税は6種類あります。税金には税額が一律のものや、収入や不動産などの評価額に税率を乗じて税額を計算するものがあります。

いずれも町から市になることで自動的に額が変わることはありません。ただし、市であっても町のままであっても財政事情などにより変更になることがあります。

全国一律となっているもの

- ・住民税
- ・市町村たばこ税

各自自治体で定めるもの

- ・固定資産税
- ・都市計画税
- ・軽自動車税
- ・国民健康保険税

【住民税】：個人住民税(市町村民税、県民税)は前年の所得額に応じて負担する所得割と一定の額を負担する均等割があります。所得割の税率は全国一律です。また、均等割は、市町村民税が年額3千円、県民税が千円(石川県ではいしかわ森林環境税として500円が加算されます)と同一です。

【固定資産税・都市計画税・軽自動車税】：固定資産税は、標準税率が1.4%と定められています。野々市町をはじめ全国約9割の市町村では、標準税率を採用しています。都市計画税は上限が0.3%と定められています。軽自動車税は標準税額が定められ、一部の市町村以外同額です。いずれも市になることで税金が増えることはありません。

【国民健康保険税】：町では税方式を採用していますが、介護保険料や水道料金などと同じく、制度を維持するのにどれだけの経費がかかるかによって負担額が決まります。いずれも市になることで金額が増えることはなく、高くなる場合もあれば低くなる場合もあります。

区分	項目	市	町
福祉	福祉事務所	必ず設置	置かなくてよい
	社会福祉主事		
	児童扶養手当の支給	市の事務	県の事務
	助産施設への入所手続き		
	母子生活支援施設への入所手続き		
議会	議員定数	人口5万人以上 10万人未満の市30人以内 (議会議決により条例で定める)	人口2万人以上の町26人以内 (町条例により現在は定員16人)
	議会の招集	開会日の7日前までに告示	開会日の3日前までに告示
	議決事項	工事契約等(1億5,000万円以上) 財産の取得売買(2,000万円以上)	工事契約等(5,000万円以上) 財産の取得売買(700万円以上)
選挙	選挙管理委員会の書記長	必ず設置	置かなくてよい
	告示日	市長、議会議員選挙7日前	町長、議会議員選挙5日前
	供託金	市長選挙 100万円 議会議員選挙 30万円	町長選挙 50万円 議会議員選挙 なし
	選挙運動に使用できるはがきの枚数	市長選挙 8,000枚まで 議会議員 2,000枚まで	町長選挙 2,500枚まで 議会議員 800枚まで
	選挙運動に使用できるビラの枚数	市長選挙 1万6,000枚まで	町長選挙 5,000枚まで



将来に向けて

国の地方分権改革推進委員会が平成20年5月に発表した第1次勧告では、地方分権を進めるために、359の事務を都道府県から市町村へ権限移譲を行うべきとしています。権限移譲が進むと、住民に身近な市町村が、地域の実情やニーズに沿った行政サービスを、迅速かつ総合的に行うことができます。

しかし、現在検討されている権限移譲は、ほとんどが「市」に対するものであり、「町」には権限移譲がほとんどされません。今後「市」と「町」において、大きな差が現れることになり、市になることが、特色あるまちづくりのためにますます必要となってくると思います。



問い合わせ

市制準備室(総務企画課内)

(0227-6028)